

昭和四十四年大蔵省令第三十九号

関税暫定措置法施行規則

関税暫定措置法施行令第一条第二号、第九条第一項及び第二項並びに第二十一条の二十六第二項の規定に基づき、関税暫定措置法施行規則を次のように定める。

(配合飼料の指定)

第一条 関税定率法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第十六号)第二条(飼料の規格)の規定は、関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。)第一条(配合飼料の指定)、第三十二条第二項第二号(軽減税率等の適用)について手続を要する物品の指定)及び第四十五条第三項(児童福祉施設等の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。

(共同利用施設の要件)

第一条の二 令第三条第二項第四号(共同利用施設の要件)に規定する財務省令で定める要件は、管理者が定められているものであり、かつ、営利の目的に供されないものであることとする。

(共同利用施設についての確認に必要な手続)

第一条の三 令第三条第二項(共同利用施設の指定)の税関長の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする施設を設置する農事組合法人の定款の写しその他参考となるべき事項を記載した書類を、当該施設の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(本邦で製作が困難な素材の指定)

第一条の四 令第七条第三号又は第五号(免税の対象となる素材の指定)に規定する財務省令で定める物品は、航空機及びこれに使用する部品又は宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材(合成樹脂を含む)が困難なものであることを税関長がその定める期間につき確認した物品とする。

(本邦で製作が困難な素材についての確認の手続)

第二条 前条の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が本邦において製作することが困難であることの事由及びその同種品又は類似品について同条の規定による確認を既に行った

ことがあるかどうかを記載した申請書を当該物品の輸入申告をする税関長に提出しなければならない。

(確認を受けた本邦で製作が困難な素材の免税の手続)

第三条 第一条の四に規定する確認を受けた物品について関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。)第四条(航空機部分品等の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、令第八条(航空機部分品等の免税手続)に定める手続を行う場合において、当該確認を証する書類を税関に提示しなければならない。

第四条から第六条まで 削除

第七条 令第十四条第一項及び第二項(輸入数量の算出方法)に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

Table with columns: 物品, 品目, 換算率. It lists various items and their corresponding conversion rates for customs purposes.

九〇号の一の(二)のDの(a)に掲げる物品

二 法の別表第一の六の二に掲げる物品

三 法の別表第一の六の二に掲げる物品

四 法の別表第一の六の二に掲げる物品

五 関税率表第一〇四・二九号の二に掲げる物品

六 関税率表第一〇四・二九号の二に掲げる物品

七 関税率表第一〇六・三〇号の二に掲げる物品

八 関税率表第一〇二・九〇号の二に掲げる物品

第一九〇一・二〇号の一の(二)のA若しくは(三)又は第一九〇一・九〇号の一の(二)のAに掲げる物品

四 法の別表第一の六の二に掲げる物品のうち

一 一の項に掲げる物品のうち

二 米穀の国内消費仕向量の動向

三 食肉流通統計

四 食肉保管状況調査

五 食肉保管状況調査(生きている豚の輸入数量の換算)

七 第七条の三 令第十九条第一項(豚肉等の輸入数量等の算出方法)において準用する令第十四条第一項(輸入数量の算出方法)及び令第十九条第二項に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、生きている豚に係る数量を一頭につき五十四キログラムとして換算して得た数量とする。

(所得額に関する統計等) 第七条の四 令第二十五条第一項第一号に規定する財務省令で定める統計は、国際復興開発銀行がその年の翌年に公表する国ごとのその年の一人当たりの所得の額に関する統計(以下この項において「所得統計」という。)において所

得分類がされている国（固有の関税及び貿易に
関する制度を有する地域を含む。以下この条に
おいて同じ。）については当該所得統計とし、
当該所得統計において所得分類がされていない
国についてはその国の政府機関又は他の適当な
国際機関が公表するその年の一人当たりの所得
の額に関する統計とする。

2 令第二十五条第一項第一号ロに規定する財務
省令で定めるところにより算出する輸出額の割
合は、世界貿易機関がその年の翌年に公表する
その年の輸出額に関する統計に基づき算出した
世界の輸出額の総額のうち占める国ごとの輸
出額の割合とする。ただし、当該統計において
国ごとの輸出額が公表されていない国の輸出額
にあつては、その国の政府機関又は他の適当な
国際機関が公表するその年の輸出額に関する統
計によるものとする。

（物品の区分）
第七条の五 令第二十五条第四項の表の一の項及
び二の項に規定する財務省令で定める物品の区
分は、関税率法別表第一類から第二十四類ま
でに該当する物品にあつては財務大臣が告示す
る輸入統計品目表の各統計番号に掲げる物品の
区分とし、同法別表第二十五類から第七十六類
まで及び第七十八類から第九十七類までに該
当する物品にあつては同表の各項目に掲げる物品の
区分（法第七条の三第一項に規定する協定税率
が無税とされているものを除く。）とする。

（完全に生産された物品の指定）
第八条 令第二十六条第一項第一号（原産地の意
義）に規定する財務省令で定める物品は、次に
掲げる物品とする。

- 一 一の国又は地域（法第八条の二第一項又は
第三項に規定する国又は地域をいう。以下同
じ。）において採掘された鉱物性生産品
- 二 一の国又は地域において収穫された植物性
生産品
- 三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成
育した動物（生きていないものに限る。）
- 四 一の国又は地域において動物（生きてい
るものに限る。）から得られた物品
- 五 一の国又は地域において狩猟又は漁るうに
より得られた物品
- 六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本
邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的
経済水域の海域で採掘された水産物
- 七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げ
る物品のみを原料又は材料として生産された
物品

八 一の国又は地域において収集された使用済
みの物品で原料又は材料の回収用のみに適す
るもの

九 一の国又は地域において行なわれた製造の
際に生じたくず

十 一の国又は地域において前各号に掲げる物
品のみを原料又は材料として生産された物品
（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）

第九條 令第二十六条第一項第一号ロに規定する財
務省令で定める加工又は製造は、法第八条の二
第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする
物品の該当する関税率法別表の番号の項が
当該物品の原料又は材料（令第二十六条の規定
により当該物品を生産した国又は地域が原産地
とされる物品（別表において「原産品」とい
う。）以外のもの（以下この条及び別表におい
て「非原産品」という。）に限る。）の該当する
同表の番号の項と異なることとなる加工又は製
造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とす
る。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷
凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単
なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包
装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は
包装にマークを付け又はラベルその他の表示を
張り付け若しくは添付すること、非原産品の単
なる混合、単なる部分品の組立て及びセットに
すること並びにこれらから成る操作を除く。

2 前項の規定の適用上、関税率法別表第五十
類から第六十三類までに該当する物品にあつて
は、当該物品の生産に使用された非原産品から
の加工又は製造（同項に定める加工又は製造に
該当しないものに限る。）が同項に定める加工
又は製造に該当するか否かを決定するに当た
り、当該非原産品の総重量が当該物品の総重量
の十パーセント以下の場合には、当該非原産品
からの加工又は製造が同項に定める加工又は製
造に該当するか否かは考慮しないものとする。

3 第一項の規定の適用上、異なる材料から成る
物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売
用のセットにした物品にあつては、関税率法
別表の関税率表の解釈に関する通則3により同
表における当該物品の所屬が決定される場合に
は、当該所屬に基づいて、同項に定める加工又
は製造に該当するか否かを決定する。

（原産地証明書等の様式）
第十條 令第二十七条第一項（原産地の証明）に
規定する原産地証明書の様式は、別紙様式第一
のとおりとする。

2 令第三十条第一項又は第三項に規定する原産
地証明書に添付すべき書類の様式は、別紙様式
第二又は別紙様式第三のとおりとする。

（飼料の規格）
第十一條 令第三十三条の二（飼料の指定）に規
定する財務省令で定める規格を備える配合飼料
は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。

一 関税率法施行規則第二条第一項各号（飼
料の規格）に掲げる条件を備えたものである
こと。

二 原料品のうち関税率法別表第一〇〇一・
九九号に掲げる物品（法第九条の二第一項
（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る
譲許の便益の適用）の譲許の便益の適用を受
けるものに限る。次項において同じ。）又は
同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品（同条
第一項の譲許の便益の適用を受けるものに限
る。次項において同じ。）については、ひき
割いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後
に扁平状に押しつぶしたものは加圧により
加熱したものととして使用されたものであるこ
と。

2 令第三十三条の二に規定する単一の原料品か
ら成る飼料で財務省令で定める規格を備えるも
のは、次に掲げる原料品の区分に応じ、当該各
号に定めるものとする。

一 関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げ
る物品 ひき割いたもの（小麦（政府が主要
食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平
成六年法律第百十三号）第四十二条（麦等の
輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡
し）の規定により輸入するものであつて飼料
の製造に使用するもの、同法第四十三条（輸
入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び
売渡し）の規定による連名による申込みに応
じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等
として輸入されるものであつて飼料の製造に
使用するもの並びに法第九条の二第一項の譲
許の便益の適用を受けるものを除く。）から
生産されたふすまを加えたもので、当該ふす
まの重量が全重量の三十パーセント以上のも
の（以下この号において「ふすまを加えたもの
（ふすまを加えたものに限る。）」、ひき割りした
ものに扁平状に押しつぶしたものは加圧により
加熱したもの

二 関税率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げ
る物品 ひき割いたもの、ひき割りしたも
の、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの
又は加圧により加熱したものの
（木材の指定）
第十二條 令別表第三十項から第三十二項ま
でに規定する財務省令で定めるものは、アビ
ュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、ア
コ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボ
ジラ、アズベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイ
ア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベ
マ、ダークレッドメラッチ、ジベツ、ドウシ
エ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、
フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インプイ
イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジェ
キテイバ、ジョンコン、カブール、ケンバス
クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレ
ドメラッチ、リンバ、ロウロ、マカランドウ
バ、マホガニー、マコレ、マンデイオケイラ、
マンソニア、メンクラン、メラッチバカウ、メ
ラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モ
アビ、ニアンゴン、ニヤト、オベチエ、オク
メ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジ
ゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリス
サドルグアテマラ、パリスサドルバラ、パ
リスサドルリオ、パリスサドルロゼ、パウ
マレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、ク
アラバ、ラミン、サレリ、サキサキ、セプター、
シボ、スクピラ、スレリ、タウアリ、チーク、
ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、
ホワイトメラッチ、ホワイトセラヤ及びイエ
ロメラッチとする。

別表（第九條関係）	関税率法別表	税率	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
第三類	第二内及び食用のくず肉		第一類又は第二類に該当する物品以外の物品からの製造（加工を含む。以下この表において同じ。）	第三類に該当する物品以外の物品からの製造
第三類	第三類に該当する物品		第一類又は第二類に該当する物品以外の物品からの製造（加工を含む。以下この表において同じ。）	第三類に該当する物品以外の物品からの製造

<p>第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品（第〇四・一〇項に該当する物品を除く。）</p>	<p>ものとし、他の項に該当するものを除く。） （一）主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品</p>	<p>精製してあるかないかを問わない。）のうち パームステアリン</p>	<p>（3）化学的に純粋な果糖以外の純粋な果糖以外の物品からの製造 （4）その他のもの （i）その他のもの</p>
<p>第七類 食用の野菜、根及び塊茎類</p>	<p>（2） その他のもの 植物性の液汁及びエキスのうち</p>	<p>（1）肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品 （1）牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの（米を含むものに限り。）及びいかに（調製し又は保存に適合する処理をしたものであつて、気密容器入り以外製造の米を含むものに限り。） （2） その他のもの</p>	<p>（1）糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限り。） （2） ココア及びその調製品（第一八・〇一、第一八・〇二、第一八・〇三、第一八・〇四、第一八・〇五、第一八・〇六項に該当する物品を除く。） （1）各使用材料の重量割合のうちミルク（クリームを含む）の重量割合が最も大きいもの（i）しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のものに該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、砂糖及びミルク（クリームを含む）は原産品に限る。）</p>
<p>第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</p>	<p>（1）主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品</p>	<p>（1）肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品 （1）牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの（米を含むものに限り。）及びいかに（調製し又は保存に適合する処理をしたものであつて、気密容器入り以外製造の米を含むものに限り。） （2） その他のもの</p>	<p>（1）糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限り。） （2） ココア及びその調製品（第一八・〇一、第一八・〇二、第一八・〇三、第一八・〇四、第一八・〇五、第一八・〇六項に該当する物品を除く。） （1）各使用材料の重量割合のうちミルク（クリームを含む）の重量割合が最も大きいもの（i）しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のものに該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、砂糖及びミルク（クリームを含む）は原産品に限る。）</p>
<p>第一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</p>	<p>（1）主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品</p>	<p>（1）肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品 （1）牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの（米を含むものに限り。）及びいかに（調製し又は保存に適合する処理をしたものであつて、気密容器入り以外製造の米を含むものに限り。） （2） その他のもの</p>	<p>（1）糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限り。） （2） ココア及びその調製品（第一八・〇一、第一八・〇二、第一八・〇三、第一八・〇四、第一八・〇五、第一八・〇六項に該当する物品を除く。） （1）各使用材料の重量割合のうちミルク（クリームを含む）の重量割合が最も大きいもの（i）しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のものに該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、砂糖及びミルク（クリームを含む）は原産品に限る。）</p>
<p>第二類 採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）</p>	<p>（1）主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品</p>	<p>（1）肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品 （1）牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの（米を含むものに限り。）及びいかに（調製し又は保存に適合する処理をしたものであつて、気密容器入り以外製造の米を含むものに限り。） （2） その他のもの</p>	<p>（1）糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限り。） （2） ココア及びその調製品（第一八・〇一、第一八・〇二、第一八・〇三、第一八・〇四、第一八・〇五、第一八・〇六項に該当する物品を除く。） （1）各使用材料の重量割合のうちミルク（クリームを含む）の重量割合が最も大きいもの（i）しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のものに該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、砂糖及びミルク（クリームを含む）は原産品に限る。）</p>
<p>第三類 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティウム）の根で煎つてないものを含む</p>	<p>（1）主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品</p>	<p>（1）肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品 （1）牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの（米を含むものに限り。）及びいかに（調製し又は保存に適合する処理をしたものであつて、気密容器入り以外製造の米を含むものに限り。） （2） その他のもの</p>	<p>（1）糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限り。） （2） ココア及びその調製品（第一八・〇一、第一八・〇二、第一八・〇三、第一八・〇四、第一八・〇五、第一八・〇六項に該当する物品を除く。） （1）各使用材料の重量割合のうちミルク（クリームを含む）の重量割合が最も大きいもの（i）しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のものに該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、砂糖及びミルク（クリームを含む）は原産品に限る。）</p>
<p>第四類 食用の野菜、根及び塊茎類</p>	<p>（1）主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品</p>	<p>（1）肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品 （1）牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの（米を含むものに限り。）及びいかに（調製し又は保存に適合する処理をしたものであつて、気密容器入り以外製造の米を含むものに限り。） （2） その他のもの</p>	<p>（1）糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限り。） （2） ココア及びその調製品（第一八・〇一、第一八・〇二、第一八・〇三、第一八・〇四、第一八・〇五、第一八・〇六項に該当する物品を除く。） （1）各使用材料の重量割合のうちミルク（クリームを含む）の重量割合が最も大きいもの（i）しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のものに該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、砂糖及びミルク（クリームを含む）は原産品に限る。）</p>

<p>○九一 一 （i） その他のもの</p>	<p>であつて、かつ、製造に使用したミルク（クリームを含む。）は原産品に限る。）</p> <p>（2） その他のもの</p> <p>（i） しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p>	<p>であつて、かつ、製造に使用したミルク（クリームを含む。）は原産品に限る。）</p> <p>（2） その他のもの</p> <p>（i） しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p>
<p>第一〇類、第一類又は第一九類に該当する物</p>	<p>第一〇類、第一類又は第一九類に該当する物</p>	<p>第一〇類、第一類又は第一九類に該当する物</p>
<p>○九一 二 （i） その他のもの</p>	<p>（2） その他のもの</p> <p>（i） しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p>	<p>（2） その他のもの</p> <p>（i） しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p>
<p>第一〇類、第一類又は第一九類に該当する物</p>	<p>第一〇類、第一類又は第一九類に該当する物</p>	<p>第一〇類、第一類又は第一九類に該当する物</p>

<p>び第二〇・〇六項の物品を除く。)</p> <p>(1) ヤングコーンコブ</p>	<p>(2) えんどう(ピスマ・サティヴム)(砂糖を加えたものでさや付き以外のもので)及びさやを除いたささげ属又はいんげんまめ属の豆(砂糖を加えたもので気密容器入り品からの製造)</p> <p>トピューレーその他のトマ調製品を含むものに限る。)</p> <p>にばれいしよ、えんどう(ピスマ・サティヴム)、ささげ属又はいんげんまめ属の豆、アスパラガス、オリブ、スイートコーン以外の野菜及びこれら以外の野菜を混合したものの(砂糖を加えたもので気密容器入り品からの製造)</p> <p>豚脂及びトマピューレーその他のトマ調製品を含むものに限る。)</p> <p>(3) その他のもの</p>	<p>第二〇・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。)</p> <p>第七類、第八類、第一〇類、第一二類、第一七類又は第二〇類に該当する物品からの製造</p>
<p>二 〇 七</p> <p>ジャム、フルーツゼリー、マーレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト(加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>(1) ビーナツバター</p>	<p>(2) その他のもの</p> <p>果実、ナット又は野菜のジュース(ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含む、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品</p> <p>コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリ</p>	<p>第八類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第二〇・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。)</p> <p>第七類、第八類、第九類、第一二類、第一七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第七類、第八類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二 〇 一</p> <p>その他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)</p> <p>並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物のうちコーヒー、茶又はマテをもととした調製品</p> <p>(1) ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(i) しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p>	<p>二 〇 三</p> <p>ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタードのうち</p> <p>ソース、ソース用の調製品及び混合調味料</p>	<p>第四類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第二一・〇一項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。)</p> <p>第二一・〇一項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。)</p>
<p>二 〇 四</p> <p>スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品</p> <p>アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するもの除外)</p> <p>かしの含有量を問わない)</p> <p>調製食料品(他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>二 〇 五</p> <p>たんばく質濃縮物及び繊維状にしたたんばく質系物質</p> <p>(i) ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品(たんばく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんばく質の量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇グラムの未満のものを除く。)</p> <p>(i) ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品の(たんばく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんばく質の量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇グラムの未満のものを除く。)</p>	<p>トからの製造に限る。)</p> <p>第二〇・〇二項から第二〇・〇五項までに該当する物品(スイートコーン及びヤングコーンコブのものを除く。)</p> <p>〇四項に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第四類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造</p>

5	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アル	個の正味重量が五〇〇グラム未満のもの（糖を除く。）以外のもの（糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの）	砂糖は原産品に限る。）
4	こんにやく	（i i） その他のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品から製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
3	チューインガム	（i） その他のもの	第四類、第一九成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品以外の物品からの製造
2	糖水（着色料又は香料を加えたものに限る）	（i i） その他のもの	第一〇類、第一類、第二二類、第一七類又は第一二類に該当する物品以外の物品からの製造
1	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食品	（i i） その他のもの	第一〇類、第一類、第一九類、第一七類、第一二類、第一七類又は第一二類に該当する物品以外の物品からの製造

6	その他のもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
i	砂糖を加えたもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
i	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二	その他のもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
（一）	しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
（二）	その他のもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）

（二）	その他のもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
（A）	小売用の容器入りとしたもので、容器と一つの重量が五〇〇グラム以下のもの及びしよ糖の含有量が全重量の八五％以上のもの（小売用の容器入りとしたものであつて、かつ、（容器と一つの重量が製造に使用した	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
（B）	その他のもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
（a）	乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
（b）	その他のもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）

二	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二一・〇九項のものを含むもの）	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二一・〇九項の果実、ナット又は野菜	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
（一）	ニリットルを超え（アルコール分が一％未満のものに限る。）	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
（二）	その他のもの	（i） その他のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）

<p>とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） （1）アルコール分が1%未満のもの</p>	<p>（2） その他のもの</p>	<p>飼料用に供する種類の調味料 （3） その他のもの</p>	<p>（1） エチルアルコール及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料 （2） 果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。） （3） その他のもの</p>	<p>（1） 非燃焼吸引用の物品のうち （2） その他のもの （i） 経口摂取用のもの</p>	<p>（1） 非燃焼吸引用の物品のうち （2） その他のもの （i） 経口摂取用のもの</p>	<p>（1） 非燃焼吸引用の物品のうち （2） その他のもの （i） 経口摂取用のもの</p>	<p>（1） 非燃焼吸引用の物品のうち （2） その他のもの （i） 経口摂取用のもの</p>
<p>とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） （1） アルコール分が1%未満のもの</p>	<p>（2） その他のもの</p>	<p>飼料用に供する種類の調味料 （3） その他のもの</p>	<p>（1） エチルアルコール及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料 （2） 果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。） （3） その他のもの</p>	<p>（1） 非燃焼吸引用の物品のうち （2） その他のもの （i） 経口摂取用のもの</p>	<p>（1） 非燃焼吸引用の物品のうち （2） その他のもの （i） 経口摂取用のもの</p>	<p>（1） 非燃焼吸引用の物品のうち （2） その他のもの （i） 経口摂取用のもの</p>	<p>（1） 非燃焼吸引用の物品のうち （2） その他のもの （i） 経口摂取用のもの</p>

<p>三 二 一 ○八</p>	<p>ペイント及びワニス（エ ナメル及びラッカーを 含むものとし、合成重 合体物品以外の物品 又は化学的に変性さ せた物品以外の物品 天然重合体をもとと したからの製造 もので、水以外の媒 体に分散させ又は溶 解させたものに限 る。）並びにこの 類の注4の溶液</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>その他のペイント及 びワニス（エナメル、 ラッカ又は第三二・ 一及び水性塗料を含 む。）並びに革の仕上 げに使用物品以外の 物品並びに種類の調 製水性顔料からの製 造 画家用、習画用、整 色用第三二・一 又は遊戯用の絵の具 、ボから第三二・一 スターカラーその他 これ○項まで、第三 らに類する絵の具類 （タ二・一、二項又 はプレット状、チュ ープ入第三二・一、 三項、瓶入り、皿入 りその他に該当す る物品）並びにこれ らに類する形状又 は包装のものに限 る。）の製造</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>ガラス用又は接ぎ木 用の第三二・一、八 項、レジセメント、 から第三二・一、一 四、閉そく用のコン パウンド○項まで、 第三二・一、二項又 は塗装用の充てん料 並びに第三二・一、 四項、建築物の外面 、室内の壁、に該 当する物品、床、天 井その他これらに 以外の物品から類 する面用の非耐火 性の製造 製上塗り材</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>香気性物質の混合 物及び第三三・一、 二項、一以上の香 気性物質をもとと した混合物（アルコ ール以外の物品か ら工業において原 材料とし品割合が 五〇％以上とする 製造）並びに香気 性物質をもととし たその他の調製 品（飲料製造に 使用する種類の ものに限る。）</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>せつけん、有機界 面活性剤及びその 調製品（せつけん として使用するも の、棒状にし、ケ ーキ状にし又は成 型したものに限 るものとし、せつ けんからの製造</p>
<p>三 二 一 ○</p>	<p>を含有するかないか を問わない。）有 機界面活性剤及び その調製品（皮膚 の洗浄に使用する もの、液状又はク リーム状で小売用 にしたものに限 るものとし、せつ けんを含有する かないかを問わ ない。）並びにせ つけん又は洗淨剤 を染み込ませ、 塗布し又は被覆 した紙、ウオッ ディング、フェ ルト及び不織布 有機界面活性剤 （せつけんを除 く。）並びに調 製界又は第三四 ・一、二項、面活 性剤、調製洗剤、 補助的調製洗剤 及び清浄用物品 以外の物品調製 品（せつけんを 含有するかない かを問わない ものとし、第三 四・一、二項、 一項のものを除 く。）モデリング ペースト（児童 用のものを含む 。）歯科用のワ ックス及び印象 材（セットにし 、小売用の包装 にし又は板状、 馬蹄状、棒状その他 これらに類する形 状にしたもの に限る。）並び に焼いた石膏又 は硫酸カルシウ ムから成るプラ スターをもとと したその他の歯 科用の調製品</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）焼いた石膏 又は硫酸カルシ ウムから成る ものに該当す る物品（非原 産品の割合が 五〇％以上と する製造） （二）その他の もの</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）焼いた石膏 又は硫酸カルシ ウムから成る ものに該当す る物品（非原 産品の割合が 五〇％以上と する製造） （二）その他の もの</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）焼いた石膏 又は硫酸カルシ ウムから成る ものに該当す る物品（非原 産品の割合が 五〇％以上と する製造） （二）その他の もの</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）焼いた石膏 又は硫酸カルシ ウムから成る ものに該当す る物品（非原 産品の割合が 五〇％以上と する製造） （二）その他の もの</p>
<p>三 二 一 ○</p>	<p>アルブミン（二以 上のホエイたん ぱく質の含有量 が乾燥状態にお いて全重量の八 〇％を超えるも の）及びアルブ ミン誘導体のう ち</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>
<p>三 二 一 ○</p>	<p>この類の注2に 規定する第三六 ・一、二、三、四 項に該当する物 品（可燃性材料 の製品）</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>
<p>三 二 一 ○</p>	<p>この類の注2に 規定する第三六 ・一、二、三、四 項に該当する物 品（可燃性材料 の製品）</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>	<p>三 二 一 ○</p>	<p>（一）エステル化 でん粉誘導体 その他のでん粉 誘導体</p>

<p>るかないかを問わない。 のうち かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたもの に該当する物品</p>	<p>第四四・〇七項 （かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限り。）以外の物品からの製造</p>	<p>合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材のうち 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>第四四・一六項 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）</p>	<p>第四四・一七項 木製器具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）のうち</p>
<p>セルラーウッドパネル又はセルラーバンドパネルを使用したもの に該当するセルラーバンドパネル及びセルラーバンドパネル以外の物品からの製造</p>	<p>第四四・二〇項 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具のうち寄せ木し又は象眼した木材以外のもの</p>	<p>第四四・二〇項 （寄せ木し又は象眼した木材を除く。）以外の物品からの製造</p>	<p>第四四・二〇項 （ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品及び織つたもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>第四四・二〇項 （ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料から成る物品及び織つたもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）のうち</p>
<p>第四七・〇六項 まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維の短繊維及びびくず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>第五〇・〇一項 絹織物</p>	<p>第五〇・〇一項 絹織物</p>	<p>第五〇・〇一項 紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>第五〇・〇一項 梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>
<p>物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維の短繊維及びびくず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>第五〇・〇一項 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したものとし、小売用にしたもの</p>	<p>第五〇・〇一項 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したものとし、小売用にしたもの</p>	<p>第五〇・〇一項 （小売用にしたものに限る。）</p>	<p>第五〇・〇一項 （小売用にしたものに限る。）</p>

<p>であるかないかを問わな い。</p>	<p>維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>（２） その他のもの</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>五 綿糸（綿の重量が全重量 の八五%未満のものに限 るものとし、縫糸及び小 売りにしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>第四七・〇六項 までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>
<p>紡毛織物（羊毛製又は織 獣毛製のものに限る。） （一） 絹の重量が全重量 の一〇%を超えるもの</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>（２） その他のもの</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>五 綿糸（綿の重量が全重量 の八五%以上で、重量 が一平方メートルにつき 二〇〇グラム以下のもの に限る。）</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>
<p>（２） その他のもの</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>（２） その他のもの</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>五 綿糸（綿の重量が全重量 の八五%以上で、重量 が一平方メートルにつき 二〇〇グラム以下のもの に限る。）</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>
<p>梳毛織物（羊毛製又は織 獣毛製のものに限る。） （一） 絹の重量が全重量 の一〇%を超えるもの</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>（２） その他のもの</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>五 綿糸（綿の重量が全重量 の八五%以上で、重量 が一平方メートルにつき 二〇〇グラム以下のもの に限る。）</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>	<p>化学品、第四 七・〇一項から までに該当する 物品、紡織用天 然繊維、人造織 維の短繊維又は 紡織用繊維<small>（紡織用繊維の短 繊維及びびくずに あつては、カー ドし又はコーム してないものに 限る。）</small>からの製 造</p>

<p>五 二 一</p>	<p>綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えらるるものに限る。） （一） ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。） （二） その他のもの</p>	<p>物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>（一） ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。） （二） その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 三 一〇</p>	<p>亜麻織物</p>	<p>紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸のうち紙糸以外のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 三 一</p>	<p>（二） その他のもの</p>	<p>紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>第五類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品（第五四・〇四項から第五四・〇六項までに該当する物品を除く。） （一） 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 四 〇</p>	<p>人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限る。）</p>	<p>紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物（例えば、人造ストロー（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。））</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>紡織用繊維くずからの製造</p>

<p>(2) その他のもの</p> <p>維くずからの製造</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p>	<p>五 合成繊維の短織維のその他の織物</p> <p>一五 (1) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの</p> <p>七・〇一項から第四七・〇六項までに若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維(生糸を除く)、人造織維の短織維又は紡織用織維</p>
<p>(2) その他のもの</p> <p>維くずからの製造</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p>	<p>五 紡織用繊維のウオッディング及びその製品並びに長さ五ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ</p> <p>六 繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。からの製造</p> <p>七 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p> <p>五 フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。)</p> <p>六 繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。からの製造</p> <p>七 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p>
<p>維の短織維又は紡織用織維くず(紡織用織維の短織維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。)</p>	<p>五 ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る。並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。))のうち</p> <p>紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品(プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)</p> <p>五 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p> <p>六 繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。からの製造</p> <p>七 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p> <p>五 金属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品又は粉状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限り、ジンブヤー(紡織用繊維の短織維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。))</p>
<p>造(限る。)</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p>	<p>五 ジンブヤーン(第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしのに使用したものを含むもの及び馬毛をしん糸に使用したジンブヤーンを紡織用繊維を除く。)、シエニールヤーン(フロックシエニールヤーンを含む。)</p> <p>六 ヤーンを含む。及びブルーウエールヤーン</p> <p>七 ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又は若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもので、若しくは被覆したものであるかないかを問わない)</p> <p>五 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p> <p>六 結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。)</p> <p>七 及び漁網その他の網(製法にしたもので紡織用繊維製のものに限る。)</p> <p>五 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p> <p>六 糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品(他の項に該当するものを除く。)</p> <p>五 紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造織維の短織維又は紡織用織維くずからの製造</p>

<p>第五類 第五じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(第五七・〇一項から第七・〇四項に該当する物(品を除く。))</p>	<p>第七・〇四項に該当する物(品を除く。)</p>	<p>第五類 第五じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであつかないかを問わず、タフトし又はブロック加工したものを除く。)</p>	<p>第五類 特殊織物、タフテッド織物、トリミング及びしゅう布</p>
<p>の短繊維及び、カードし又はコムしてないものに限り、からの製造</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>
<p>(2) その他のもの</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>
<p>紡織用繊維の壁面被覆材からの製造</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>

七	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七二・一七項、第七二・二二項、第七二・二九項又は第七三・一	二項に該当する物品以外の物品からの製造	七	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一	七	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一	七	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一
七	鉄鋼製の有刺線並びに鉄製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線（形材を除く。）	第七二・一七項、第七二・二二項、第七二・二九項又は第七三・一	七	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一	七	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一	七	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一	
七	精製銅又は銅合金の塊	第七四・〇一七項から第七四・〇三項までに該当する物品以外の物品からの製造	七	ニッケルの塊	第七五・〇一七項から第七五・〇三項までに該当する物品以外の物品からの製造	七	ニッケルの塊	第七五・〇一七項から第七五・〇三項までに該当する物品以外の物品からの製造	七	ニッケルの塊	第七五・〇一七項から第七五・〇三項までに該当する物品以外の物品からの製造	
七	銅の棒及び形材	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造	七	ニッケルの棒、形材及び線	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造	七	ニッケルの棒、形材及び線	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造	七	ニッケルの棒、形材及び線	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造	
七	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造	七	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造	七	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造	七	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造	
七	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造	七	アルミニウム製の管及び継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項	七	アルミニウム製の管	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項	七	アルミニウム製の管	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項	
七	鉄鋼製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一	七	アルミニウム製の管	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項	七	アルミニウム製の管	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項	七	アルミニウム製の管	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項	
七	鉄鋼製の有刺線並びに鉄製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線（形材を除く。）	第七二・一七項、第七二・二二項、第七二・二九項又は第七三・一	七	その他の鉛製品のうち	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項	七	その他の鉛製品のうち	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項	七	その他の鉛製品のうち	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項	
七	精製銅又は銅合金の塊	第七四・〇一七項から第七四・〇三項までに該当する物品以外の物品からの製造	七	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七八・〇四項及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛の棒、形材及び線に限る。）以外の物品からの製造	七	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七八・〇四項及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛の棒、形材及び線に限る。）以外の物品からの製造	七	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七八・〇四項及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛の棒、形材及び線に限る。）以外の物品からの製造	

<p>動力駆動式でない手動床掃除機</p>	<p>動力駆動式でない手動床掃除機</p>	<p>動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）のうち</p>	<p>九 六 〇 三</p>	<p>ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）のうち</p>	<p>九 六 〇 一</p>	<p>ン、発光ネームプレートその他これらに類する物の製造を除く。）品並びにレラハブ建築物（第九四・〇四項から第九四・〇六項までに該当する物品を除く。）アイポリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限り得た製品を含む。）のうち</p>
-----------------------	-----------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--

<p>製造の物品から</p>	<p>第九六・〇三項に該当する物品から</p>	<p>第九六・〇三項に該当する物品から</p>	<p>九 六 〇 一</p>	<p>ボタン、プレスファスナー及びプレススタッド並びにこれら部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク</p>	<p>九 六 〇 八</p>	<p>ボルトペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれら部分品（キヤップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）のうち万年筆その他のペン及びペン軸</p>
----------------	-------------------------	-------------------------	----------------------------	---	----------------------------	---

<p>製造の物品から</p>	<p>第九六・〇四項に該当する物品から</p>	<p>第九六・〇四項に該当する物品から</p>	<p>九 六 〇 一</p>	<p>喫煙用パイプ（パイプポルダーを含む）、シガーホルダー並びにこれら部分品のうち木製の喫煙用パイプ及びパイプポルダー</p>	<p>九 六 〇 一</p>	<p>魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p>
----------------	-------------------------	-------------------------	----------------------------	---	----------------------------	--

備考

一 この表の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(一) 「化学品」とは、関税率法別表第二八類から第三九類までに該当する物品で、紡織用繊維の製造の用に供するものをいう。

(二) 「織物類又は編物」とは、関税率法別表第五〇類から第五六類まで及び第五八類から第六〇類までに該当する織物、フェルト、不織布、メリヤス編物、クロセ編物又はレースをいう。

(三) 「非原産品の価格」とは、非原産品の特惠受益国に輸入された際の課税価格（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に基づいて計算される価格（当該非原産品が当該特惠受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる価格）をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、特惠受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。

(四) 「生産された物品の価格」とは、特惠受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき国内消費税の額を除く。）又はこれに準ずる価格をいう。

(五) 「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の価格が生産された物品の価格のうち占める割合をいう。

二 この表の各項において、同表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となる必要があるとされる条件（以下「定率基準」という。）を定める項の中欄に掲げる物品（以下「製品」という。）の原料又は材料として使用された物品（以下「中間生産品」という。）が定率基準を定める他の項の中欄に掲げる物品に該当するときは、当該製品に係る定率基準を定める項の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品及び非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす。

三 この表の下欄において定率基準以外の条件は、中欄に掲げる物品の生産に使用される原料又は材料のうち原産品については、適用されない。

四 この表の下欄に記載する紡織用天然繊維及び人造繊維の短繊維には、これらの繊維と人造繊維の長繊維（当該欄にこれらの繊維と第五〇・〇一項に該当する物品とがあわせて記載されている場合には、生糸又は人造繊維の長繊維）とを混ぜたものは含まない。

五 関税率法別表第六一類から第六三類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であつて同表第五〇類から第六三類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

別紙様式第1

別紙様式第1 (昭和三十九年四月一日公布)

輸出者 (氏名、住所及び国名) 番号 一 輸 送 票 号
 (輸出及び証明書の) 第 輸 送 票 号
 様 式 法 (輸出及び証明書の)

2. 輸入者 (氏名、住所及び国名) 商標記

3. 輸送の手続き及び経路 (併行している限り記入すること。)

4. 品名

5. 数量

6. 数量の単位

7. 数量の測定方法

8. 重量

9. 重量の単位

10. 出入貨物の品名

11. 証 明 輸送票の申請、輸出者による申請は記載することを見積りする。

12. 輸送票の申請、下記の欄に、上記の証明書の記載事項を記載することを見積りする。

内訳地、作成年月日、署名及び証明書の種類

備考

1. 用紙は、一般メーターも指針の重量がグラム以上である上、重量 (大きな重量がリットル、重量がリットル) (日本国産物) (重量) のものに用いる。重量計測の方法により重量の記載を修正したものとす。
2. 用紙は、表裏及びフリップを使用することができる。

別紙様式第2

別紙様式第2 (昭和三十九年四月一日公布)

買取証書番号 (証明書の番号) 番号

買取証書番号 (証明書の番号) (買取証書番号) (買取証書番号)

1. 輸出者 (氏名、住所及び国名) 商標記

2. 輸入者 (氏名、住所及び国名) 商標記

3. 輸送の手続き及び経路 (併行している限り記入すること。)

4. 品名

5. 数量

6. 数量の単位

7. 数量の測定方法

8. 重量

9. 重量の単位

10. 出入貨物の品名

11. 証 明 輸送票の申請、輸出者による申請は記載することを見積りする。

12. 輸送票の申請、下記の欄に、上記の証明書の記載事項を記載することを見積りする。

内訳地、作成年月日、署名及び証明書の種類

備考

1. 用紙は、一般メーターも指針の重量がグラム以上である上、重量 (大きな重量がリットル、重量がリットル) (日本国産物) (重量) のものに用いる。重量計測の方法により重量の記載を修正したものとす。
2. 用紙は、表裏及びフリップを使用することができる。

別紙様式第3

別紙様式第3 (昭和三十九年四月一日公布)

買取証書番号 (証明書の番号) 番号

買取証書番号 (証明書の番号) (買取証書番号) (買取証書番号)

1. 輸出者 (氏名、住所及び国名) 商標記

2. 輸入者 (氏名、住所及び国名) 商標記

3. 輸送の手続き及び経路 (併行している限り記入すること。)

4. 品名

5. 数量

6. 数量の単位

7. 数量の測定方法

8. 重量

9. 重量の単位

10. 出入貨物の品名

11. 証 明 輸送票の申請、輸出者による申請は記載することを見積りする。

12. 輸送票の申請、下記の欄に、上記の証明書の記載事項を記載することを見積りする。

内訳地、作成年月日、署名及び証明書の種類

備考

1. 用紙は、一般メーターも指針の重量がグラム以上である上、重量 (大きな重量がリットル、重量がリットル) (日本国産物) (重量) のものに用いる。重量計測の方法により重量の記載を修正したものとす。
2. 用紙は、表裏及びフリップを使用することができる。

附 則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国産原油及び輸入原油の平均購入価格の算出方法に関する省令 (昭和四十三年大蔵省令第六十二号) は、廃止する。

附 則 (昭和四十四年二月二十六日大蔵省令第六十二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年五月一日大蔵省令第三十九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年六月二日大蔵省令第四十九号)

この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年六月二日大蔵省令第五〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年二月二八日大蔵省令第七四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年四月一日大蔵省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年七月八日大蔵省令第五三号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年七月二二日大蔵省令第五五号)

この省令は、昭和四十六年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四十六年八月三一日大蔵省令第六二号)

この省令は、公布の日から施行し、関税暫定措置法施行令第二十一条の二十二に定める特別精製業者が昭和四十六年四月一日以後に購入した国産原油及び輸入原油について適用する。

附 則 (昭和四十七年二月一八日大蔵省令第五号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年三月三十一日大蔵省令第一四号)

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年七月二四日大蔵省令第六三号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の次に三条を加える改正規定は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年二月二〇日大蔵省令第八三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年二月一日大蔵省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月三十一日大蔵省令第一九号)

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年一月一四日大蔵省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一六日大蔵省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月三十一日大蔵省令第一三三号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一月二日大蔵省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないもの及び改正前の別表第四に掲げる物品に係る関税の免除については、昭和五十五年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十五年一月二日大蔵省令第四二二号)

この省令は、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日(昭和五十六年一月一日)から施行する。ただし、第一条中関税率法施行規則第十三条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法施行規則第九条の改正規定及び同令別表第五を同令別表第四とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月三十一日大蔵省令第一〇号)

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 改正前の別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年三月三十一日大蔵省令第二二二号)

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月三十一日大蔵省令第一二二号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 改正前の第五条に掲げる物品で、改正後の第五条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十九年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

1 この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月二六日大蔵省令第六一〇号)

2 改正前の第二条に掲げる物品で、改正後の第二条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十年十二月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月三十一日大蔵省令第一三三号)

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月三十一日大蔵省令第一六号)

2 改正前の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品で、改正後の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十一年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年一月一六日大蔵省令第五五六号)

この省令は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三十一日大蔵省令第一七号)

1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三十一日大蔵省令第一七号)

2 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品で、同条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十三年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (平成二年三月三十一日大蔵省令第一二二号) 抄

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年四月一日から施行する)

3 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則第二条、第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品で、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則第一条、第二条及び第五条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、平成二年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (平成三年三月三〇日大蔵省令第一四号)

この省令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第三・〇五項、第二二・〇六項及び第三五・〇二項の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月三十一日大蔵省令第四三三号)

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一五日大蔵省令第九四号)

この省令は、平成五年十一月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月三十一日大蔵省令第二八号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一月二七日大蔵省令第八九号)

この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月三十一日大蔵省令第二四号) 抄

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年九月三〇日大蔵省令第五六号)

この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日大蔵省令第三四号) 抄

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年三月三十一日大蔵省令第四八号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。	この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附則（平成十二年七月二日大蔵省令第六五号） この省令は、平成十三年三月一日から施行する。	附則（平成二十三年一月三〇日財務省令第八三号） この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。
附則（平成十二年八月二日大蔵省令第六九号）抄 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	附則（平成二十四年三月二日財務省令第三五号）抄 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附則（平成十三年三月三十一日財務省令第三九号） この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	附則（平成二十六年二月二日財務省令第九三号） この省令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。
附則（平成十三年二月五日財務省令第六三号） この省令は、平成十四年一月一日から施行する。	附則（平成二十七年三月三十一日財務省令第四二号） この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附則（平成十四年三月三十一日財務省令第二九号） この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	附則（平成二十八年三月三十一日財務省令第三一号） この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中関税暫定措置法施行規則別表の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
附則（平成十五年三月三十一日財務省令第四三号） この省令は、平成十五年四月一日から施行する。	附則（平成二十八年六月一七日財務省令第五五号） この省令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附則（平成十五年九月三〇日財務省令第九九号） この省令は、平成十五年十月一日から施行する。	附則（平成二十九年一月二五日財務省令第一号） この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。
附則（平成十八年三月三十一日財務省令第三二号） この省令は、平成十八年四月一日から施行する。	附則（平成二十九年三月三十一日財務省令第三五号）抄 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附則（平成十八年一月一日財務省令第六九号） この省令は、平成十九年一月一日から施行する。	附則（平成三〇年三月三〇日財務省令第九号）抄 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
附則（平成十九年三月三十一日財務省令第二八号）抄 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。	附則（平成三〇年七月一日財務省令第五三号） この省令は、平成三十年七月一日から施行する。
附則（平成二十一年三月三十一日財務省令第二五号）抄 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。	
附則（平成二十三年三月三十一日財務省令第二二号） この省令は、平成二十三年三月三十一日財務省令第二二号）	
	この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、本則中第三条の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。
	附則（令和元年六月二四日財務省令第八号） （施行期日） この省令は、令和元年七月一日から施行する。
	（経過措置） この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
	附則（令和三年一〇月一八日財務省令第七〇号）抄 この省令は、令和四年一月一日から施行する。
	附則（令和五年三月三十一日財務省令第二九号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。